

今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務委託仕様書

1 業務名

今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

3 目的

亀老山展望公園において、キッチンカー等による飲食物等を販売することにより、来園者の満足度向上に資することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、市が指定する場所においてキッチンカー等による飲食物販売を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 出店事業者の募集及び選定

- ① キッチンカー等事業者の募集
- ② 出店希望者との連絡調整
- ③ 利用者ニーズ及び営業実績等を考慮した出店事業者の選定
- ④ 営業期間及び営業日等を定めた出店計画の作成

(2) 出店調整業務

- ① 出店日時及び販売内容の調整
- ② 利用者ニーズ、周辺環境及び施設特性を踏まえた出店事業者の調整
- ③ 受託者は、翌月1か月分の出店計画表を毎月10日までに市へ提出し、必要な許可又は承認を受けなければならない。
- ④ 出店事業者の変更等が生じた場合は、速やかに市へ報告し、必要に応じて出店計画の変更承認を受けること。
- ⑤ 受託者は、月10日以上の出店を確保しなければならない。ただし、市がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- ⑥ 受託者は、出店事業者を選定し、市へ報告するものとする。なお、市は公園管理上必要があると認める場合は、出店事業者又は出店計画の変更を求めることができる。
- ⑦ 受託者は来園者の満足度向上に資する提案に努めるものとする。

(3) 出店事業者への指導及び管理

- ① 関係法令の遵守に関する指導
- ② 衛生及び安全管理に関する指導

- ③ 苦情及びトラブルの防止に関する指導
- ④ 出店場所及び周辺環境の維持保全に関する指導
- ⑤ 酒類販売禁止の徹底

(4) 運營業務

- ① 出店に係る各種調整及び出店ルール の周知・遵守確認
- ② 利用者及び出店事業者からの問い合わせ対応
- ③ 営業に伴う苦情、事故等への初動対応及び市への報告
- ④ 円滑な運営に必要な連絡調整
- ⑤ 市が実施する各種施策等について、必要な周知及び協力を行うこと。

(5) 広報及び賑わい創出

- ① SNS その他の媒体を活用した情報発信
- ② 満足度向上に資する企画及び提案
- ③ 亀老山展望公園の魅力向上及び利用促進に資する取組

(6) 利用者サービスの向上

- ① 外国人観光客への対応の促進
- ② キャッシュレス決済の導入促進
- ③ 利用者ニーズを踏まえた商品及びサービスの充実

(7) 実績報告

受託者は、四半期ごとに実績報告書を提出するとともに、毎年度終了後、年間実績及び課題等を取りまとめた報告書を市へ提出するものとする。

なお、報告書の様式は任意とする。ただし、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 出店実績（日時、場所、店舗名）
- ② 出店事業者一覧
- ③ 販売状況及び利用状況
- ④ 苦情、事故等の発生状況
- ⑤ 運営上の課題及び改善提案

5 出店事業者の資格要件

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- (2) 食品表示法に基づく必要な表示を行っていること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL 保険）又はこれに準ずる保険に加入していること。
- (4) 暴力団員その他反社会的勢力に該当せず、またこれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 関係法令を遵守して営業を行うことができること。

6 受託者の参加資格要件

受託者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市税等において未納がない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

7 費用負担

- (1) 本業務の実施に要する費用は、受託者又は出店事業者が負担するものとする。
- (2) 市は、本業務に関する委託料、補助金その他一切の費用を負担しない。
- (3) 出店に伴う公園使用料は、今治市よしうみ亀老山展望公園条例その他関係法令等の定めるところにより受託者の負担とし、受託者は市へ納付するものとする。なお、公園使用料は市が指定する期限までに納付しなければならない。
- (4) 電気使用料その他実費が発生する場合は受託者の負担とし、市は受託者に請求するものとする。

8 事故及び損害賠償

- (1) 営業に伴い発生した事故、食中毒その他第三者への損害については、受託者の責任において対応するものとする。
- (2) 受託者は事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告しなければならない。

9 原状回復

受託者又は出店事業者は、営業終了後、出店場所及び周辺の清掃を行い、原状回復しなければならない。

10 その他

受託者若しくは出店事業者が本仕様書に違反した場合又は公園の管理運営上支障があると認める場合、本市は営業の停止、改善の指示又は出店の取消しを行うことができる。

受託者及び出店事業者は、亀老山展望公園の利用環境を損なわないよう十分配慮しなければならない。

本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上決定するものとする。